

県立病院ポスター広告掲出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県広告取扱要綱（以下「広告要綱」という。）第4条の規定を準用し、県立病院施設内（以下「施設内」という。）への広告掲出について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された印刷物で、施設内への広告掲出の選定を受けた者（以下「広告主」という。）が作成したポスターをいう。

(行政財産の貸付け)

第3条 病院長は、広告主に対し、自らが管理する施設内においてあらかじめ指定した場所を広告の掲出場所として貸し付けるものとする。

2 前項の掲出場所の貸付けは、公有財産規則（昭和39年岩手県規則第40号）第22条第2項で準用する同規則第16条から第20条までの規定を適用する。

(広告の掲出場所、規格及び数量)

第4条 病院長は広告の掲出場所、規格及び数量を募集要項に定めるものとする。

(広告の掲出期間)

第5条 広告を掲出する期間は、原則として年単位とする。ただし、応募枠数が掲出枠数に満たない場合等にあつては、この限りでない。

2 掲出を開始する日（以下「広告掲出開始日」という。）は、原則として当該広告を掲出する月の初日とする。

3 掲出を終了する日（以下「広告掲出終了日」という。）は、原則として当該広告を掲出する月の末日とする。

4 前2項の規定にかかわらず、広告掲出開始日又は広告掲出終了日が次の各号に掲げる日に当たる場合の扱いは、病院長が別に定める。

(1) 日曜日又は土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前各号に掲げる日を除く。）

(広告掲出の内容に係る基準)

第6条 広告掲出の内容については、岩手県広告取扱基準（以下「広告基準」という。）第4の規定を適用するものとする。

(広告掲出を許可する事業者)

第7条 広告掲出を許可する事業者については、広告基準第5の規定を適用するものとする。

(広告掲出の申込時期及び方法)

第8条 申込時期及び方法については、「県立病院ポスター広告掲出申込書（様式第1号）」により、病院長が指定する日までに申し込むものとする。

(広告掲出料)

第9条 広告掲出料の基準となる額（消費税及び地方消費税を含む。）は、行政財産の貸付料とし、医療局不動産管理規程第6条に基づき、医療局長が別に定めるものとする。

2 広告主は、前項の規定に基づき定めた行政財産貸付料を、原則として病院長が指定する日までに、病院長が発行する納入通知書によりそれぞれ一括して前納するものとする。
（広告掲出の募集）

第10条 原則として病院ホームページにより公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

（広告掲出者の選定）

第11条 病院長は、第8条の規定による申込みがあった場合は、第6条及び第7条に定める要件の審査を行う。第4条に規定する枠数を超過して申込みがあった場合においては、次の各号の選定順位により、掲出者を選定する。

- (1) 県内に事業所等を有する者
- (2) その他の者

2 病院長は、前項の規定により申込者の順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定するものとする。

3 病院長は、前2項の規定により広告掲出の可否を決定したときは、「県立病院ポスター広告掲出（不掲出）通知書（様式第2号）」により、当該申込者に通知するものとする。

（契約書の作成）

第12条 病院長は、前条の規定により広告掲出の決定をしたときは、契約書を作成し、広告主と取り交わすものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第13条 広告主は、第6条の規定に基づき広告原稿を作成し、病院長が指定する日までに、病院長が指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 病院長は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第6条に定める要件に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲出の方法）

第14条 病院長は、前条の規定により広告主から提出された広告原稿を、原則として広告掲出開始日の前日の午後3時から午後5時までの間に掲出するものとする。

2 病院長は、前項の規定により掲出した広告を、原則として広告掲出終了日の午後3時から午後5時までの間に撤去するものとする。

（広告掲出の取り消し）

第15条 病院長は、広告基準第7に該当する場合は、広告掲出期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲出の決定を取り消し、又は掲出した広告を撤去することができる。

2 病院長は、第1項の規定により広告掲出を取り消し、又は掲出した広告を撤去したときは、当該広告主に対し、その旨を文書により理由を付して通知するものとする。

3 第1項の規定による広告掲出の取り消し等により、広告主が損害を受けることがあっても、病院長はその賠償の責めを負わない。

（広告料の返還）

第 16 条 広告掲出の決定後、広告掲出開始日前日までに、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲出を取り消したときは、病院長は納付済の広告料を全額返還するものとする。

2 広告掲出期間内に、広告主の責めに帰すことができない事由により広告を掲出することができなかったときは、当該広告を掲出できなかった期間が 1 日未満の場合を除き、掲出できなかった期間に応じて、病院長は広告料を返還するものとする。

3 前各項の規定により返還する広告料には、利息を付さないものとする。

(広告掲出内容の変更)

第 17 条 広告主は、広告の掲出期間が複数月の場合、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、病院長にあらかじめ協議のうえ、第 13 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正については、第 13 条第 3 項の規定に準ずるものとする。

(広告主の責務)

第 18 条 広告主は、広告掲出に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲出により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 19 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、病院長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。